

公益財団法人予防接種リサーチセンター役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人予防接種リサーチセンター（以下「リサーチセンター」という。）定款第15条及び第31条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等 その名称のいかんを問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として、第2号に規定する者が受け取る財産上の利益をいう。

(報酬等)

第3条 リサーチセンターは、前条2号の役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等には、職務執行の都度、報酬を支給する。
- 3 監事には、リサーチセンターの事業に関する計算書類及び事業報告等の監査及び業務執行状況、財産状況等についての調査等の対価として、報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 リサーチセンターの役員等の報酬額は別表第1及び別表第2のとおりとする。

(支払方法)

第5条 役員等が、別表1及び別表2の報酬の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを

請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。詳細は別に定める旅費規程による。

(公表)

第7条 リサーチセンターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人予防接種リサーチセンターの登記のあった日（平成24年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月10日から施行するものとする。

附則

この規程は、令和元年6月7日から施行するものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行するものとする。

別表1 (役員等が理事会、評議員会等に出席する場合)

適用者	報酬日額
役員等	20,000円

別表2 (役員がその業務を執行するために出勤する場合)

適用者	報酬日額	年度総額(限度額)	備考
理事	25,000円	4,000,000円	限度額は一人当たりの限度額
監事	50,000円	200,000円	監事が公認会計士又は税理士であり、財団の会計及び業務の監査並びに関連業務を行う場合
監事	25,000円	100,000円	上記以外の場合